

狩猟免許試験のご案内

▼日時

- ①平成30年1月27日(土) 10時～
- (第一種、第二種銃猟)
- ②平成30年1月28日(日) 10時～
- (わな猟)

▼試験会場

高知県立ふくし交流プラザ
(高知市朝倉戊375-1)

▼申請手数料

5,200円

※一部免除者は3,900円

▼申請書配布場所

県鳥獣対策課、いの地区猟友会(いの町3036)

▼申請期間・方法

1月12日(金)までにいの地区猟友会(☎892-1482)まで持参してください。

なお、不在の場合がありますので、事前にお問い合わせください。

▼その他

事前講習会を1月21日(日)、9時から高知県立ふくし交流プラザで実施します。受講料は7,000円です。

■問い合わせ

〈試験について〉

高知県鳥獣対策課

☎823-9039

〈講習会について〉

高知県猟友会

☎856-6641

お知らせ

狩猟免許取得補助について

鳥獣被害対策として狩猟免許を取得する際に、予算の範囲内で補助金を交付します。交付申請は、受験申込後3日以内にお願ひします。

▼対象者

町内に住所を有し、免許取得後は町内のいずれかの猟友会に入会し町内の有害鳥獣捕獲に従事することができる方

▼対象経費

- ・ わな猟試験代
- ・ 事前講習会受講料
- ・ 射撃教習受講料

■申請・問い合わせ

産業経済課

☎893-1115

吾北総合支所産業課

☎867-2313

本川総合支所産業建設課

☎869-2115

お知らせ

国民年金だより

▼納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、平成29年1月から12月までに納められた保険料の全額です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。

また、ご自身の保険料だけではなく、ご家族(配偶者やお子様等)の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお、平成29年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、領収証書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、平成29年1月1日から9月30日までの間に国

国民年金保険料を納付された方には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送られてきますので、申告書の提出の際には必ずこの証明書または領収書を添付してください。(平成29年10月1日から12月31日までの間に、今年はじめて国民年金保険料を納められた方へは、翌年の2月上旬に送られます。)

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れないようキチンと納めましょう。

▼国民年金保険料の「後納制度」について

過去5年以内に納め忘れた国民年金保険料を納付することが出来る「後納制度」が平成27年10月から平成30年9月までの3年間に限り実施されています。

後納制度を利用することで年金額を増やすことや、年金の受給ができなかった方が受給資格を得られることがあります。

従来、老齢年金を受け取るためには、保険料納付済期間

と保険料免除期間などを合算した資格期間が原則として25年以上必要でしたが、平成29年8月からは資格期間が10年以上あれば老齢年金を受け取ることができるようになりました。そのため、後納制度を利用し不足している保険料を納めることにより、年金の受給ができなかった方が受給資格を得られる可能性があります。

ただし、すでに老齢基礎年金を受給している方などは、後納制度の利用はできません。後納制度を利用するには、申込みが必要です。

詳しくは、「ねんきん加入者ダイヤル」またはお近くの年金事務所へお問い合わせください。

■問い合わせ

高知西年金事務所 ☎875-1717

ねんきん加入者ダイヤル ☎0570-003-004